

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月14日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

1 調達内容

- (1) 調達件名 調理業務委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- (4) 履行の場所 国立療養所沖縄愛楽園 栄養管理室
- (5) 入札の方法 落札者の決定は、最低入札落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（その他）」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況または信用度が極度に悪化している者。資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 会計班長 末竹 康成 0980-52-8331（内線8020）
- (2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の(1)の場所にて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成29年12月22日(金) 10時30分
国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室
- (4) 入札書の受領期限 平成30年1月12日(金) 10時30分
- (5) 開札の日時及び場所 平成30年1月12日(金) 11時00分
国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室
- (6) この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加したものが、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

【本件担当、連絡先】

住 所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担 当：会計課会計班長 末竹 康成

電 話：0980-52-8331 (内線8020)

FAX：0980-52-8967

E-mail: kaikeiha@mhw.go.jp

入札説明書

国立療養所沖繩愛楽園における調理業務委託一式に係る入札公告（平成29年12月14日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 調理業務委託 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務委託期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (4) 納入場所 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖繩愛楽園 栄養管理室
- (5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等(その他)」のB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格に関する問合せ先は、次のとおり

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課 Tel 0980-52-8331

Fax 0980-52-8967

(5) 厚生労働省からの指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4. 質疑書及び応札仕様書

入札しようとする者は質疑の有無にかかわらず「質疑書」(様式は任意)及び「応札仕様書」(書面の様式は自由)を平成30年1月10日(水)17時00分までに持参または郵送により提出すること。

(遠隔地にある業者はファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること)

5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

事務部会計課 内線8020番

この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官から別に指定する暴力団等に該当しない旨誓約書を提出しなければならない。(別紙3)

入札書は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、別紙(8)により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることが出来ない。

(2) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 平成30年1月12日(金) 10時30分

(電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うものとする。)

(3) 紙により入札を行う場合

入札書の受領期限 平成30年1月12日(金) 10時30分

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

(4) 入札書の提出方法

①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年1月12日開札〔調理業務委託一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

②郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成30年1月12日開札〔調理業務委託一式〕入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記(1)宛に入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5) 入札書の無効

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

②国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③(1)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 入札の延期等

入札書が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印(外国人の場合は署名を含む)をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(8) 開札の日時及び場所

調理業務委託 一式

開札日時 平成30年1月12日(金) 11時00分

場 所 国立療養所沖繩愛楽園 管理棟2階会議室

(9) 開 札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。
- ⑤開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等、質疑(無い旨も提出要、様式は任意)、応札仕様書、誓約書(別紙3)、自己申告書(別紙)、保険料納付に係る申立書(別紙様式)、紙入札の場合は別紙(8)を平成30年1月10日(水)17時までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式

①本入札説明書5(2)又は(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、

当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。

③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(6) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889
017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)
8:30~18:30 土日祝祭日を除く

・ホームページ <http://www.nhds.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、5(1)の入札書の提出場所に連絡すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
2. 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
3. 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
4. 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 殿

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

別紙 8

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

住 所

商 号

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 調理業務委託
- 2 電子入札システムでの参加できない理由

調理業務委託仕様書

1. 業務の目的

国立療養所沖縄愛楽園における入所者のための食事療養の趣旨を理解し、必要な食事を良質で安全かつ衛生的に行われ、安定提供されることを目的とする。

2. 業務期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日迄

3. 履行場所

名 称:国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

所在地:沖縄県名護市字済井出 1192 番地

4. 国立療養所沖縄愛楽園概要及び給食状況

食事療養数 普通食 114 食、特別食 41 食(形態調整食 20 食含む)

選択食 月 8 回 (平成 29 年 10 月 6 日現在)

5. 遵守事項

この仕様書においては、委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

乙は、業務の実施に当たり、仕様書に従い、その責務を果たすと共に次の事項を遵守しなければならない。

- (1)「食事提供にあたっては入所者のために誠心誠意を尽くす」姿勢を基本として、常に誠意をもって業務を履行すること。
- (2)業務を円滑に実施するため常に従事者の教育研修を怠らないこと。
- (3)業務従事者は常に努力と研究を重ねて盛り付け技術等の研鑽に努めること。
- (4)常に省資源、省エネルギーに努めること。
- (5)常に衛生管理の徹底に努めること。
- (6)常に異物混入防止・誤配膳防止・事故災害防止に努めること。
- (7)当園の栄養管理室マニュアルを確認すること。
- (8)乙は、契約終了時において、次期請負者と十分な引き継ぎを行い、業務に支障がないよう万全を期すること。また、引き継ぎにより発生する乙側の費用は乙の負担とする。
- (9)乙は、業務上知り得たすべての情報等の機密を厳重に守り、絶対に他に漏らさないこと。なお、契約終了後(退職含む)に置いても同様とする。

(業務従事者)

6. 基本事項

乙は仕様書に定める受託業務が正確・円滑に履行できる人数を必ず配置すること。また「食事提供にあたっては入所者様のために誠心誠意をつくす」姿勢を有しており誠実かつ正確に業務を遂行できる能力を有する者であること。

また、作業時間を遵守し、指定した作業内容を決められた時間で履行させること。

乙は、業務従事者名簿(氏名)、自動車普通免許の有無及び有効期限、調理有資格者にあつては資格を証する書類の写しを添付して、甲に提出することとし、異動があつた場合も同様とする。

7. 従事者の服務規律

乙は、食事療養施設内における従事者の服務規律については、下記によるほか、園内秩序の保持に努めなければならない。

- (1) 従事者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報保護法及び甲において規定する規程を遵守し、漏洩してはならない。なお職を退いた後も同様とする。
- (2) 従事者は、業務上知り得た施設運営に関する情報について、甲の承諾を得ずに乙、または第三者に漏洩してはならない。なお職を退いた後も同様とする。
- (3) 従事者は相互に協調しあうこと。
- (4) 従事者には、業務を行うに適した清潔な服装(白衣)をさせ、胸元に氏名を刺繍させること。
- (5) 就業上、不必要な物品は持ち込まないこと。
- (6) 衛生管理上、食事療養施設以外には、甲の許可なく出入りしないこと。
- (7) 従事者及び従事者の同居人(家族等)で、結核、ノロウイルス、インフルエンザ、その他の感染症等が発生した時及び感染が疑われる時並びに保菌者であると判明した時は、直ちに甲に報告するとともに適切な措置(医師の診断及び治療により検査結果等で就業可能と判断されること)を講じるまで業務に従事させてはならない。

8. 従事者の確保

乙は、仕様書に定める業務を正確・円滑に履行するために次の(1)～(6)遵守すること。

- (1) 乙は、甲が委託した業務を正確・円滑に行うため、必要な数の従事者を配置する。また、従事者を頻繁に変更することがないように努め、やむなく従事者を変更しようとするときは、委託業務の遂行に万全を期すること。勤務表に基づき、勤務ができない事態が生じた場合及び生じる恐れが予測される場合、業務責任者は速やかに甲に連絡するとともに、業務に支障がないよう従事者の補充等の措置を講ずること。
- (2) 従事者を変更する場合は、業務に支障がないように引き継ぎに万全を期すること。また、(4)にある検便の結果で異常の無い事を確認し従事させること。検便結果の写しを甲に提出すること。
- (3) 乙は、配置する従事者に対し、配置時に初任者研修を実施し、少なくとも月1回以上は衛生及び技術面の教育を実施するものとする。
- (4) 乙は、受託業務の実施に先立ち、配置する従事者の検便(細菌検査)を実施し、異常の無い事を確認し、結果の写しを甲に提出しなければならない。また、この検便は、5月～10月の間は月2回、その他の期間は月1回実施し、異常の無い事を確認し、結果の写しを甲に提出しなければならない。
- (5) 乙は、毎月の勤務表を当該月の前月 25 日までに甲に提出しなければならない。ただし、契約時においては、契約締結後速やかに提出するものとし、勤務割表等に変更がある場合は事前に報告するものとする。
- (6) 園の特殊性を鑑み、乙は台風時等においても業務を遂行できるよう体制を整えること。

9. 業務責任者

乙は、業務従事者の中から業務責任者としてリーダー・副リーダーを選任すると共に、甲に通知すること。リーダー・副リーダーは調理師免許を有すること。また業務責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 業務従事者を指揮監督し、必要な教育を行う。
- (2) 業務責任者は、適正かつ円滑な業務運営のため、絶えず甲の現場責任者等と密接な連

絡をとるとともに、業務遂行上必要な情報について共有し、甲の指示事項を乙の従事者へ周知徹底させること。

(3) 作業を行う施設その他甲の施設、設備及び備品等の破損、異常等の発見及び事故等が発生したときは、直ちに甲に報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 作業に定める施設、設備については、善良なる管理を行うこと。

業務責任者は1日8時間のフルタイム勤務とする。

(作業内容)

10. 調理機器の衛生管理

乙は、調理・盛り付け業務で使用する機器等の使用前・使用後に洗浄消毒を行い衛生管理を徹底すること。また保管においても衛生管理の徹底を行うこと。

11. 主食(米飯・硬ご飯・柔ご飯・軟飯・全粥・7分粥・5分粥・3分粥・その他の分粥・重湯・その他(炊き込みご飯等))の炊飯調理

乙は、主食炊飯調理について、献立に従い炊飯調理を行い、衛生面及び視覚的な面に注意し、盛り付け指導を行う等調理技術を常に研究し入所者サービスの向上を図ること。乙は、保存食を確保保管すること。

12. 盛り付け

乙は、入所者全て(面会宿泊所食・お供え食・行事食・検食等含む)の食事の盛り付け作業を献立に従って実施すること。また、盛り付け作業にあたっては、衛生面及び視覚的な面に注意し、盛り付け技術を常に研究し入所者サービスの向上を図ること。刻み食やペースト食等の嚥下機能の低下した患者に提供する食事については、食材をイメージできるよう色彩等に配慮すること。

13. 盛り付け後の温冷配膳車への載せ込み

乙は、盛り付けが終了した食事を速やかに温冷配膳車、配食自動車等へセットすること。温室・冷室を確認すること。

14. 食事提供前の最終確認

乙は、入所者全て(面会宿泊所食・お供え食・行事食・検食等含む)の食事の盛り付け後に、入所者(面会宿泊所食・お供え食・行事食・検食等含む)毎に提供する、献立・コメント・禁止食・食形態の状況・付加食等を確認し、提供する献立と食事内容に間違いがないか十分な確認を行うこと。誤配膳の無いように配食前にダブルチェックをすること。

盛り付け作業後の確認において間違い等が発見された場合は、該当入所者の献立表・食札・個別献立等を確認し、献立どおり適正な食事を提供すること。温冷配膳車の温室・冷室を確認すること。

15. 誤配、不備、ヒヤリハット事案への対応

乙は、食事提供後、甲からの連絡により、誤配、盛り付け内容等について誤り等があったときは、速やかに適正な食事を提供すること。(配食自動車による配達有)

甲は誤配含むヒヤリハット事案に関して、各センター等から連絡を受けたら、乙の現場責任者

及び甲の担当窓口を通して、乙の事業所に対しその旨を伝え、乙は遅くても翌営業日までに、甲の所定の様式によりヒヤリハット報告書を甲へ提出すること。なお、報告書は FAX 送信で可とする。

なお、乙によるヒヤリハット報告書の提出の遅延や未提出が続く場合には、甲は乙に対し、書面で改善報告書を求めることが出来る。

16. 食札

乙は、入所者食数表等により、食札を献立別・食形態別等に並び替え、配膳業務が適正に行われるようにすること。また食札を入れ替えること。選択食時は、食札の入れ替えをすること。禁止食等については、指示表等を確認し、適正に配膳されるようにすること。衛生的に取り扱うこと。

17. 食事変更

乙は、甲の指示により食事内容が変更された場合には、指示内容の盛りつけを行うこと。

18. 行事食・弁当時

乙は、甲の指定とおり弁当箱の蓋に張り紙をすること。

乙は行事の場合、バイキングの際は会場への器材の搬入等、クリスマス等の場合はメッセージカードのトレイへのセットを行う。

19. 施設・設備の衛生保持・清掃

乙は、調理室、炊飯室、従事者控え室等施設並びに冷蔵庫、保温庫、及び調理器具等の設備の清掃・衛生保持について責任を持って行い、不潔にならないよう常に注意しなければならない。

20. 業務の報告

乙は、毎日の業務終了後、作業日誌及び日報などを記載・作成し業務終了後、甲に提出すること。乙は、委託業務の実施に伴って使用した献立表・食数表等を甲が指示する場所に保管すること。

21. 各種帳票の整備

乙は、次の帳票を備え、開示できるように整えておくこと。また、甲からの求めに応じて提出すること。

(1) 業務概要書

① 社内組織図及び指導・管理体制表、②会社の規模や受託業務に応じた配置人員表

(2) 業務計画書・手順書

(3) 次の項目を記載した従業員名簿・勤務割表

① 氏名、②調理師・その他の別

(4) 甲の施設内における受託責任者の氏名・役職名が記載された帳票

(5) 健康管理計画書

(6) 事故防止対策書

(7) 業務日誌

- (8) 衛生管理簿
- (9) 従業員研修実施記録
- (11) 甲の申し出とそれに対する乙の対応結果を示す帳票等
- (12) 受託している業務に関する行政の立ち入り検査の際に、甲が求められる帳票及び必要と認められる書類

22. 設備、機器等受託

受託業務に必要な設備、機器等は甲が乙に貸借するものとし、仕様書の(別表)において定める。

- (1) 賃貸された機器等は善良なる管理を行うこととし、賃借機器等以外のもので業務に必要な器具等(調理着、靴、帽子)は、乙が負担するものとする。
- (2) 甲の建物、設備、備品等の破損、異常の発見及び事故が生じたときには、直ちに甲に報告し、指示を仰ぐものとする。乙は、設備、機器等は十分注意して使用する義務がある。これに違反した場合には乙は甲に対して弁償する。
- (3) その他この仕様書に定めない事項であっても、当該業務を遂行するうえで当然行うべき事項は、これを実施するものとし疑義が生じた場合には甲乙で協議して決定するものとする。

(健康管理・衛生教育)

23. 従事者の衛生教育

乙は、従事者に対し、1ヶ月に1回以上の衛生面の教育研修を実施し、実施内容と結果を書面にて甲に報告すること。

24. 健康診断及び検便

乙は、従事者の健康診断を年1回以上、検便を5月～10月は月2回、その他の期間は月1回(赤痢菌、サルモネラ、腸炎ビブリオ、腸管出血性大腸菌検査O-157を含む)以上実施し、その結果を甲に報告すること。

25. 従事者の衛生保持

乙は、従事者の服装を清潔にして、作業に便利なものを着用させ、手指などは常に清潔を保持しなければならない。

26. 関係法令の遵守

乙は、食品衛生法及びその他の関係法令を遵守し、法的に遺漏のないようにすること。

27. 休憩室の貸与・喫煙

甲は、従事者の休憩室(空調設備、備え付け備品の使用含む)を無償で貸与する。

乙は休憩室の使用に際し、省エネ・節電に努め、常に整理整頓、清潔を保持すること。

休憩室内は禁煙とし、甲の予め指定した喫煙所のみ喫煙可とし、それ以外の場所(建物、敷地内)は禁煙とする。

上記について、注意等により改善されない場合には、甲は乙に対し改善報告書の提出を求めることができる。

28. 再委託

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則二分の一未満とする。
- (4) 再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額(以下「再委託に関する内容」という。)について記載した「再委託に係る承認申請書」(様式1)を甲に提出しなければならない。ただし、契約金額が 50 万円未満の再委託(以下「軽微な再委託」という。)については、省略することができる。
- (5) 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、「再委託に係る変更承認申請書」(様式2)を甲に提出しなければならない。ただし、軽微な再委託の場合は、省略することができる。
- (6) 再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」(様式 3)を甲に提出しなければならない。
- (7) 再委託する場合は、その最終的な責任は乙が負う。

29. 協議・その他

入札に参加する者は、沖縄本島に次のいずれかがあること。(本社、支社、支店、営業所、事務所)

入札に参加する者は、入札書に記載した金額の積算内訳書(1回目分)を提出すること。業務上において発生した問題に対しては、甲乙双方の担当窓口を通じて解決する。

本契約の満了または、解除に伴い業務を引き継ぐ(引渡し)時は、当園の運営に支障のないよう十分な時間及び内容を持って引き継ぎを行うこと。なお、引き継ぎに伴い発生する乙の費用は乙の負担とする。

この仕様書に定めのない事項については、両者協議して定めるものとする。

<業務内容等>

入所者給食に対する盛り付け業務(一般食、特別食、面会宿泊所食、検食、盛り付け再確認、配膳前確認、食数食札管理、清掃、衛生管理、教育指導、業務報告)及びこれに付随する業務とする。

(1)業務時間 5時00分から18時15分の間/毎日

(2)業務内容(詳細は作業内容に明記)

- ① 朝食の主食盛り付け、朝食、昼食、夕食の副食の盛り付けすべて。(全食種。朝パン食の盛り付け、配膳)
- ② 料理別、食種別、配食別の食器の準備。
- ③ 飲み物、栄養補助食品等の配膳。
- ④ 温冷配膳車へのトレー、食札のセット、電源確認。配食車へ載せる。
- ⑤ 医学管理検食、管理検食等の盛り付け、配食車へ載せる。
- ⑥ 使用した器具、機器等の後片付け。
- ⑦ 業務場所の清掃、消毒戸締まり。
- ⑧ 入所者食事時間、配膳車出発時間は以下のとおり。

食事時間 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

配膳車出発時間 朝食 7:40 昼食 11:40 夕食 17:40

なお、甲の事情により配食時間等に変更が生じる場合は対応すること。

時間	作業内容
<p>(最低配置人員 2名)</p> <p>~7:35</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事変更等を記録した現場日誌を確認する。 ・米を炊飯器にセットし、主食の炊飯をする。 ・献立と食数等の確認を行う。 ・温冷配膳車へトレーをセットし、その後食札をセットする。センター別に食数表等をみて確認する。 ・濃厚流動食、栄養補助食品等を食札・食数表等と確認してセットする。 ・温冷配膳車の電源を入れる。 ・朝食献立表の確認。確認後食器等を献立別、食種別に準備する。 ・パン食のパンを食器に入れ、食札を見てパン食へ配食。パン食のチーズ、マーガリン等を配食する。 ・牛乳、ヤクルト等の飲み物を食札と確認して配食する。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・副菜は盛り付け蓋をして、食札を確認しながら、副菜を温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・主食は盛り付け蓋をして、食札を確認しながら、副菜を温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・献立通りに食事がセットされているか、また温室冷室等の確認をする。 ・一般区、検食等のトレー等は食数表等を確認しながら、棚ラックに並べる。検食は箸等を添える。食事を温蔵庫、冷蔵庫から取り出し、主食、副菜、飲み物等をトレーにセットし、食事内容、食器等が指示通りか確認する。 ・配食車へ、食事を配食しやすい順にのせる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・誤配、不備への対応。 ・朝食盛り付けに使用した食器、器具、機器、残菜等を整理する。残菜等の入った食器等は、食器洗浄室の指定の位置まで運搬する。 ・盛り付け室、配膳車プールを清掃する。
<p>9:00～ (最低配置人員 3名)</p> <p style="text-align: center;">～11:35</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食の準備をする。食事変更等を記録した現場日誌を確認する。 ・食札を環境クロスで1枚1枚拭き乾燥させ、食数表等と確認し並べる。 ・献立表を確認し、昼食に使用する食器等を食器保管庫より取り出し、昼食の献立と食数等の確認を行う。確認後、食器を献立別、食種別に準備し温用食器は温蔵庫に保管する。 ・温冷配膳車へトレーをセットし、その後食札をセットする。センター別に食数表等をみて確認する。 ・濃厚流動食、栄養補助食品等を食札・食数表等と確認してセットする。 ・温冷配膳車の電源を入れる。 ・昼食の献立と食数等の確認。確認後食器を献立別、食種別に準備する。 ・牛乳、ヤクルト等の飲み物を食札と確認して配食する。 ・副菜は盛り付け蓋をして、食札を確認しながら、副菜を温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・主食は食札を確認しながら、温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・献立通りに食事がセットされているか、また温室冷室の確認をする。 ・一般区、検食等のトレー等は食数表等を確認しながら、棚ラックに並べる。検食は箸等を添える。食事を温蔵庫、冷蔵庫から取り出し、主食、副菜、飲み物等をトレーにセットし、食事内容、食器等が指示通りか確認する。コメントを確認する。 ・配食車へ、食事を配食しやすい順にのせる。 ・誤配、不備への対応。 ・昼食盛り付けに使用した食器、器具、機器、残菜等を整理する。残菜等の入った食器等は、食器洗浄室の指定の位置まで運搬する。 ・盛り付け室、配膳車プールを清掃する。
<p>13:30～ (最低配置人員 3名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夕食の準備をする。食事変更等を記録した現場日誌を確認する。 ・食札を環境クロスで1枚1枚拭き乾燥させ、食数表等と確認し並べる。 ・献立表を確認し、夕食に使用する食器等を準備し、温蔵庫に保管する。 ・温冷配膳車へトレーをセットし、その後食札をセットする。センター別に食数表等をみて確認する。 ・濃厚流動食、栄養補助食品等を食札・食数表等と確認してセットする。 ・温冷配膳車の電源を入れる。 ・夕食献立表の確認。確認後食器を献立別、食種別に準備する。 ・牛乳、ヤクルト等の飲み物を食札と確認して配食する。

<p>～17:35</p> <p>(最低配置人員 2名)</p> <p>～18:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副菜は盛り付け蓋をして、食札を確認しながら、副菜を温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・主食は食札を確認しながら、温冷配膳車にセットする。一般区の食事は温蔵庫、冷蔵庫等へ入れる。 ・献立通りに食事がセットされているか、また温室冷室の確認をする。 ・一般区、検食等のトレー等は食数表等を確認しながら、棚ラックに並べる。検食は箸等を添える。食事を温蔵庫、冷蔵庫から取り出し、主食、副菜、飲み物等をトレーにセットし、食事内容、食器等が指示通りか確認する。 ・配食車へ、食事を配食しやすい順にのせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・誤配、不備への対応。 ・夕食盛り付けに使用した食器、器具、機器、残菜等を整理する。残菜等が入った食器等は、食器洗浄室の指定の位置まで運搬する。 ・盛り付け室、配膳車プールを清掃する。 <ul style="list-style-type: none"> ・献立表を確認し、翌朝食に使用する食器等を準備し、温蔵庫に保管する。 ・翌朝食の食札を環境クロスで1枚1枚拭き乾燥させ、食数表等と確認し並べる。
--	---

※上記の(最低配置人員〇名)の数字については、あくまで作業人員の目安であり、記載した人員数の配置を求めるものではありません。

(別表):設備・機器等甲が乙に貸与するもの

項 目	数 量	備 考
サービス棟調理室	1室	
温蔵庫	4台	
冷蔵庫	3台	
パススルー冷蔵庫	1台	
立体炊飯器	1台	
自動粥調理器	8台	
炊飯ジャー	2台	
盛りつけ台	3台	
ラック	3台	
配食自動車	1台	

(別紙5) の記入例

委 任 状

*本社が有り、支社支店の長が入札に参加する
場合に使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者 (競争参加者)

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者 (代理人) 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は
通常は年間
(年度) 委
任である。
(入札期間
だけの場合
もあり得
る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者 (代理人) 使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委任状

年 月 日

* 本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者 (競争参加者)

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者 (代理人)

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「調理業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「調理業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

調理業務委託

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「調理業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

- ※ 別紙5の委任状も提出する。
- ※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委任状

私は、
を (競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「調理業務委託」の
入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「調理業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙1) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書 (第 回目)

件 名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

件名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

支店長の
印を押印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書 (第 回目)

件 名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3)の記入例

入札書(第 回目)

件 名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書 (第 回目)

件 名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

件名 調理業務委託

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

調理業務委託契約書(案)

下記契約件名について、委託者 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則(以下甲という。)と受託者 (以下乙という。)は、次の各条項により契約を締結する。

1. 契約件名 調理業務委託
2. 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園
3. 契約期間 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
4. 契約金額 本契約にかかる請負金額は、金 円(内消費税額及び地方消費税額は金 円)とする。ただし、月額金 円(内消費税額及び地方消費税額は金 円)とする。
5. 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、単価に108分の8を乗じて得た額である。
6. この契約にかかる契約保証金は免除する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約条件並びに仕様書に従い履行しなければならない。

(設備等の使用)

第2条 甲は、この契約履行に必要な設備、備品等(以下設備等という)を別に定める賃貸借に係る条項(第30条)に基づき、乙に使用させる。

2 乙は、設備等を甲からの契約履行のために使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。

(注意義務等)

第3条 乙はその作業員の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任をおうものとする。

(作業員の教育)

第4条 乙は、善良なる状態にて業務を履行するため、乙の責任において作業員の教育及び指揮命令を行うものとする。教育内容等については、甲の意見も聴取しこれを尊重するものとする。

(作業員の労働時間等)

乙は、作業員の労働時間等について、指示、管理するものとする。

(業務内容の記録及び通知)

第5条 乙は、実施した業務の内容及びその他必要事項を書面に記録し、1ヶ月分をとりまとめ甲に報告しなければならない。

第6条 乙は仕様書における1. 業務の目的から29. 協議・その他までの事項を遵守し調理業務に支障のないようにすること。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、

本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- ② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- ③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3. 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする

(秘密保持)

第8条乙は業務上知り得た資料又は知識を第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 乙は、派遣従業員及びその他の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(契約代金の支払の時期及び方法)

第9条

(ア) 乙は、別に定める作業報告により業務の完了の確認を受けたときは、頭書に定める

(イ) 1ヶ月分の代金を所定の続きにより請求するものとする。

2. 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

(イ) 甲が前条に定める期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日より起算して支払いの日まで年2.7%の遅延利息を支払う。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満であるとき、又は遅延利息の金額が100円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数に算入しないものとする。

(かし担保責任)

(ウ) 乙は、履行内容にかしがあるときは乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

(契約代金の変更)

(エ) 甲または乙は、契約期間内に賃金または物価の変動等により契約代金が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって契約代金の変更を求めることができる。

(甲の解除権)

第10条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が甲の指示及び別紙基準明細書に示された業務を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴提起されたときを含む。)
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は甲が契約に違反したことにより、業務が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(解除による違約金)

第12条 乙は第10条の規定により契約が解除された場合においては、解除部分にかかる契約金額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。

2. 乙は前項の期限内に支払いをしないときは、期限の翌日から起算し、支払する日までの日数に応じ、未払金額に対し年5%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合であっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同

法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った時。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又は使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額のあった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることはできない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金額)の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内支払わなければならない。

- 一 第12条第1号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、命令が同法49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
- 四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約について、甲・乙間に紛争または疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

(再委託)

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2. 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
3. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
4. 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第18条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2. 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第2により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業

(者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3. 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたとときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降すべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じ

ないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次号の一に該当する事由が生じたときは、催促その他の手続きを要せず、乙に対する書面によする通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 第28条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙に対する設備及び機器等の賃貸借)

第30条 甲は乙に対して、本委託業務に必要な設備及び機器等について無償貸与する。

(1) 貸与する設備及び機器等は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------|
| ・サービス棟調理室：1室 | ・自動粥調理器：8台 |
| ・温蔵庫：4台 | ・炊飯ジャー：2台 |
| ・冷蔵庫：3台 | ・盛り付け台：3台 |
| ・パススルー冷蔵庫：1台 | ・ラック：3台 |
| ・立体炊飯器：1台 | ・配食自動車：1台 |

(2) 上記使用にかかる光熱水料、燃料費は甲の負担とする。

(3) 乙は、貸与された設備及び機器等は善良なる管理を行うこととし、業務以外

に使用してはならない。

(4) (1) について、破損、異常の発見及び事故が生じたときには、直ちに甲に報告し、指示を仰ぐものとする。乙は、設備及び機器等は十分注意して使用する義務がある。これに違反した場合には乙は甲に対して弁償する。

(補則)

第31条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

印

乙

印